

令和6年度からの医療提供体制施設整備費補助金（医療施設耐震整備事業）について

1 補助目的

医療施設の耐震化または補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とする。

2 事業内容

補助対象施設に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備に対して補助する。

医療施設耐震整備事業

○ 事業区分

(1) 第二次救急医療施設等（※）の病院（地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）

・構造耐震指標であるIs値が0.3以上0.6未満の建物を有する場合

☆ 基準面積2,300m²×基準単価47,500円×補助率1／2

・構造耐震指標であるIs値が0.4未満の建物を有する場合

☆ 基準面積2,300m²×基準単価225,500円×補助率1／2

(2) 病院（第二次救急医療施設等の病院、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

・構造耐震指標であるIs値が0.3未満の建物を有する場合

☆ 基準面積2,300m²×基準単価225,500円×補助率1／2

※ 医療施設耐震整備事業における第二次救急医療施設等とは、救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関（第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するもの）。

○ 補助対象経費

医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費

○ 補助条件（主なもの）

構造耐震指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

3 補助金額

補助金額（千円未満切捨て） = 基準面積×基準単価×補助率

- 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とします。
- 整備面積（補助対象の延床面積）が基準面積を下回るときは、当該整備面積を基準面積とします。
- 補助金額は予算の範囲内で交付します。

4 調査票について

- 全ての建物に耐震性があり、補助金を活用する意向のない医療機関は回答不要です。
※「耐震性がある」建物とは、新耐震基準(昭和57年)で建設された建物及び昭和56年以前の建物であって耐震補強工事済みの建物(Is値0.6以上のこと)とします。
- 「いずれかの建物に耐震性がない」又は「本補助金を活用する意向がある」医療機関は、必ずご提出ください。
- 設問について、
 - ①病院名…病院名を記載してください。
 - ②施設(1棟)名称…A棟やB棟など、施設(1棟)ごとに記載してください。
 - ④病床区分…「一般病床」／「療養病床」／「その他の病床」から選択
 - ⑤建物の耐震性…「有り」／「無し」で回答してください。なお、「耐震性がある」建物とは、新耐震基準(昭和57年)で建設された建物及び昭和56年以前の建物であって耐震補強工事済みの建物(Is値0.6以上のこと)とします。
 - ⑧耐震診断調査の実施…「有り」／「無し」から選択
 - ⑨Is値…構造耐震指標のことです。
 - ⑪～⑯耐震化工事を実施する場合、記載してください。
 - ⑯耐震化の内容…「新築」／「増改築補強」／「既存建物補強」から選択
 - ⑯耐震化工事を実施しない理由…「ア 検討中」、「イ 閉院予定」、「ウ その他」から選択
 - ⑰本補助金の活用有無…「ア 活用したい」／「イ 活用しない」から選択

5 その他

- 令和6年度以降に本補助金を活用して耐震化工事に着手する予定がある医療機関を把握する調査です。
- 本補助金を活用する意向がある場合は、本調査票を必ずご提出ください。
- 本補助金は国庫補助金です。本補助金を活用できるかどうか現時点では未確定です。また、本補助金の内容が変更となる場合もありますので、御承知おきください。
- 複数年度にわたって耐震化工事を行う場合、各年度の補助金の交付額は当該年度における耐震化工事の進捗率に基づき交付されます。
- 原則、本調査に回答するにあたり、施設の図面や工事見積書は提出していただきますが、仮にない場合は、御連絡ください。
- 国への事業計画を提出する予定の令和6年3月までに、工事工程表や耐震診断調査結果報告書の写し及び整備対象面積計算表等の追加書類が必要となりますので、御承知おきください。
- 本調査票の提出後に回答された内容が変更になる場合は、お手数をおかけしますが、速やかに御連絡くださるようお願いします。
- 上記のほか、不明な点がある場合は、問合せ先まで連絡をお願いします。